

平成 26 年 2 月 21 日

学 生 各 位

学生課生活支援係

2 月 14 日からの大雪による被害を受けた世帯の学生に対する
日本学生支援機構奨学金 緊急・応急採用について（追加）

下記に該当する者で、申し込みを希望する者は、学生課生活支援係
（4 番窓口）に来て下さい。

記

対象地域（災害救助法適用地域）

【群馬県】 藤岡市，多野郡上野村，多野郡神流町，
甘楽郡下仁田町，甘楽郡南牧村，
吾妻郡高山村，吾妻郡東吾妻町，沼田市
【山梨県】 北杜市，甲州市，南都留郡西桂町

対象者

対象地域で被災し，被害を被った世帯の学生

適用地域等の準用

上記対象地域の近隣地域で，同等の被害を被った世帯の学生
並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生で同等の被害
を被った場合も適用地域に準じて取り扱う

申出期限

平成 26 年 3 月 5 日（水）

担 当

学生課生活支援係（4 番窓口）